

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 委託者又は受託者は、履行期間内で履行開始日以降に日本国内における賃金水準の変動により契約金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。当該請求は、基準日（履行開始日から12月を経過した日以降かつ、残りの履行期間が2月以上ある日に限る。）が属する月の前月から基準日の属する月までに行うことができる。
- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残委託代金額（基準日における契約金額の総額から基準日の前日までの出来形部分に相応する委託代金額を控除した額であり、消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。）と変動後残委託代金額（変動後の賃金を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。）との差額のうち、変動前残委託代金額の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。なお、委託代金額の変更に係る算出方法は、別紙2「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定める。
- 3 変動前残委託代金額及び変動後残委託代金額は、基準日をもとに、賃金水準の変動率等に基づき、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始日（「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）」を通知した日）から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行開始日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準日」とする。